

長浜市物品調達入札参加資格審査申請マニュアル

令和8年度分（中間年）

入札参加申請の対象となる機関

長浜市・長浜市教育委員会・市立長浜病院・長浜市立湖北病院

対象者

- ◎上記「入札参加申請の対象となる機関」との取引を希望する新規の事業者
- ◎令和7年度の名簿に登録された現有資格者のうち、希望業種等の変更を希望される事業者
※中間年につき、希望業種等の変更がない場合は、申請の必要はありません。

受付期間

- ◎市内事業者（市内本店・市内営業所）

令和8年1月13日（火）から令和8年1月30日（金）まで 【当日消印有効】

- ◎市外事業者（県内本店・県内営業所・県外）

令和7年12月1日（月）から令和7年12月22日（月）まで 【当日消印有効】

※地域区分により受付期間が異なりますので、次の表をご確認ください。

地域区分

市内業者	市内本店	本店が長浜市内にある事業者
	市内営業所	支店・営業所・出張所等（以下「営業所」という。）が長浜市内にあり、当該営業所の登録を希望する事業者
市外業者 (市内業者以外)	県内本店	本店が滋賀県内にある事業者（滋賀県内に営業所があり、当該営業所の登録を希望する事業者を含む。）
	県内営業所	本店が滋賀県外にあり、かつ、営業所が滋賀県内にある事業者が当該営業所の登録を希望する場合
	県外	本店又は営業所が滋賀県内にない事業者

※個人申請の場合、委任による営業所（受任者）からの申請はできません。

※本店と営業所の二重登録や、複数営業所（大阪支店と滋賀営業所等）での登録はできません。

申請方法

次の（1）又は（2）の方法により申請してください。

- （1）長浜市電子申請サービス（Logo フォーム）による申請 ※詳細については P.5
- （2）書面による申請（郵送又は持参） ※詳細については P.6

入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

入札参加有資格者名簿への登録

令和8年4月1日（水）を予定しています。（登録結果の通知は行いません。）

長浜市HP又は契約管理課の窓口にてご確認ください。

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000000871.html>

お知らせ

■令和7年度より原則全ての入札を「一般競争」で実施しております。

これまで「指名競争入札」で行っていた案件についても、競争性・透明性向上のため、令和7年4月からは「一般競争入札」で実施しております。

「一般競争入札」では、「指名競争入札」のように事業者宛ての指名通知を行わないため、発注案件は長浜市HP等でお知らせする入札公告（入札情報）を自らで確認いただき、入札参加資格確認書類を担当課へ提出いただく必要があります。

入札公告（入札情報）については、原則月曜日（祝日の場合は翌開庁日）に長浜市HPのトップページにある「事業者向け」の「入札情報等」の中にある「一般競争入札情報」に掲載しておりますので、定期的（少なくとも1週間に1度）にご確認をお願いします。

！！メール配信サービス登録受付中です！！

物品調達又は役務・委託業務の一般競争入札情報が長浜市HPに掲載された際に、「新着情報あり」としてメールでお知らせします。

「t-nagahama@sg-p.jp」に空メールを配信していただき、折り返しメールに記載されたURLを選択し、登録画面で「□入札情報」にをいれてください。QRコードからの登録も可能です。



また、QRコードからLINEアプリによる友だち登録をしていただくことで、LINEアプリにて入札情報等を受け取ることができます。



メール

LINE

■（国税）長浜税務署からのお知らせ

※詳細については「提出書類作成要綱」の「12. 国税」又は長浜市ホームページ掲載中の「令和8年度向け入札参加資格審査申請」をご確認ください。

納税証明書はスマホで 請求・受取できます!

納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマホ・タブレット・パソコンからe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください！

メリット① いつでもどこでも！
スマホで完結！

タブレット・パソコンでも！

メリット② 手数料がお得！
1税目1年度あたり**370円**
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

メリット③ 期間内*であれば
何度でも印刷・使用可能！

*コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
※電子納税証明書の場合、e-Taxのメッセージボックスに90日間保存されます。
その期間内であれば、何度でも使用可能です。

資格審査

1. 審査基準日

令和8年1月1日とします。

2. 入札参加資格

次の要件を備えていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている等経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 資格の審査の申請における重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (4) 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (5) 資格の審査の申請をする時点において市税、県税又は国税を滞納している者でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上的一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 希望する取扱品目について法律上必要とする許可・登録・資格を受けたものであること。

3. 「車両」を希望される場合

大分類7「車両」の1. 自動車、2. 二輪車（②自転車除く）の登録を希望される場合は、各登録項目の車両整備が可能であることがわかる「指定自動車整備事業」の指定通知書や「自動車分解整備事業」の認証決定通知書の写しの提出が必要です。

4. 学校給食物資の納入を希望される場合

「食品衛生監視票」又は「営業届」「業務開始報告書」（食品衛生法に基づく営業許可が不要な業種の場合）の写しの提出が必要です。

登録申請

1. 希望品目

希望品目は、大分類単位で順位を決めて2品目まで選択可能です。なお、大分類内であれば選択する小分類・品目番号の数に制限はありません。

2. 年度途中での希望品目の追加・変更

年度途中で「大分類・小分類・品目番号の追加・変更」「希望順位の変更」を行うことはできません。

3. 職権による訂正

入札参加希望の内容が正しい登録区分でない場合や、「物品調達」以外の入札参加希望品目を記載している場合は、職権にて記載内容の訂正を行う場合があります。

発注について

1. 学校給食物資

学校給食物資については、競争入札参加有資格者名簿に登録された者の中から、独自の基準に基づき見積依頼先を選定します。

2. 電子入札

物品調達のうち、地域区分が「市内本店」であり、品目が「事務・教育用品」・「車両」・「土木資材」のいずれかの案件については、電子入札システムにより入札を執行しますので、長浜市電子入札システムに未登録の方は登録手続きをお願いいたします。

登録手続き等についての詳細 <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000002464.html>

3. 関係法令等

入札執行及び見積依頼については、地方自治法、地方自治法施行令、長浜市契約規則、長浜市入札執行要綱、長浜市電子入札実施要綱、長浜市郵便入札実施要綱及び入札心得その他関係法令に基づき執行しますので、事前にご確認ください。

その他注意事項

1. 登録内容の変更

入札参加有資格者名簿に登録された内容（所在地、商号・名称、代表者職・氏名、電話番号等）に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を証する書類を添え変更届を提出してください

なお、変更届の様式等については長浜市HPのトップページにある「事業者向け」の「入札情報等」に掲載しています。<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000001572.html>

2. お問い合わせ先

長浜市役所 契約管理課 mail アドレス : keiyaku@city.nagahama.lg.jp
電話 : 0749-65-6507 FAX : 0749-65-6580

申請方法について

1. 電子申請サービスによる申請

長浜市電子申請サービス（Logo フォーム）を開き、画面の案内に従い各項目の入力又はファイルの添付をお願いします。Logo フォームについては長浜市HP「入札参加資格申請」の「令和8年度向け入札参加資格審査」に掲載しています。

長浜市ホームページ：<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000009114.html>

※電子申請を希望される場合、受付完了通知等をメールにて通知する形となるため、必ず電子メールアドレスの登録を行ってください。

【申請の手順】

(1) 添付書類のPDF化

様式Aで申請に必要な書類を確認し、スキャナ・複合機等でPDF化してください。

1つの書類につき10MB、全ての書類を合わせて100MBまで添付可能です。

PDFファイルが複数となる場合は、次の書類ごとに1ファイルに結合してください。

必須：●登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は●住民票

●納税証明書（国税） ●納税証明書（県税） ●納税証明書（市税）

該当する場合：●許認可等証明書 ●食品衛生監視票又は営業届・業務開始報告書

●組合構成員名簿

(2) 様式ファイルへの入力

長浜市HPから様式ファイル（様式A、様式②、様式③、別記様式「誓約書」）をダウンロードし、必要事項を入力してください。

(3) 登録フォームへの入力・送信

長浜市HPの登録フォーム（令和8年度入札参加資格審査申請）に必要事項を入力してください。

ファイルの添付を求められる項目については、上記(1)でPDF化したファイル又は上記(2)で入力した各様式ファイルを添付してください。

(4) 送信後のデータ修正

回答を送信後にはデータの修正はできませんので、送信前には必ず入力内容及び添付ファイルを確認してください。やむを得ず修正が必要になった場合は、受付期間中に契約管理課にご連絡ください。

※長浜市役所 契約管理課

電話：0749-65-6507 mailアドレス：keiyaku@city.nagahama.lg.jp

(5) 申請内容に不備があった際の対応

申請内容や提出書類に不備等があった場合には、申請担当者へメールで修正・再提出を依頼します。

2週間以内に修正・再提出がない場合、申請を無効とし、申請データを削除することがありますので、予めご了承ください。

2. 書面による申請

書面による申請をされる方は、次の送付先に郵送又は持参してください。

送付先：〒526-8501

長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 契約管理課

【申請の手順】

(1) 様式Aで必要な書類を確認

次の書類のうち、申請に必要なものについて原本又は写し（コピー）をご準備ください。

必須：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は住民票

納税証明書（国税） 納税証明書（県税） 納税証明書（市税）

該当する場合：許認可等証明書 食品衛生監視票又は営業届・業務開始報告書

組合構成員名簿

(2) 様式①、様式②、別記様式「誓約書」の作成

各様式に必要事項を記入・入力してください。

※様式②で、「8薬品」の「1衛生材料」又は「9医療・介護用品」の「1医療機器を希望する場合のみ、様式③の作成が必要です。

(3) 提出書類一式をクリアファイルへ

A4サイズのクリアファイルに提出書類一式を様式Aに記載の順で入れてください。

(4) 発送準備

上記(3)のクリアファイルが入る大きさの封筒等に、表に「入札参加資格審査申請」と大きく朱書きのうえ、受付期間内に到着するよう郵送等で送付してください。

発送方法は問いませんので、レターパックによる郵送、宅配業者等によるメール便でも受付します。

(5) 申請内容に不備があった際の対応

申請内容や提出書類に不備等があった場合には、申請担当者へメールで修正・再提出を依頼します。（メールアドレスがない場合は、FAX又は電話にて連絡します。）

2週間以内に修正・再提出がない場合、申請を無効とし、全ての書類を申請者の料金負担で返送（着払い）することがありますので、予めご了承ください。

提出書類作成要領

No.	書類の名称	書類説明・注意事項	提出 ■必要 □不要
1	A4 クリアファイル	提出書類を No. 3 から順に並べて、A4 クリアファイルに入れてください。	□電子申請 ■書面申請
2	郵便はがき ※任意	<p>受領書の送付を希望される方のみ、〔様式 A〕提出書類確認表の受領書送付の“希望する”に○をし、郵便はがき 1 枚を同封してください。</p> <p>なお、郵便はがきの表には送付希望先（申請担当者等）を記入し、裏面には何も記入しないでください。（白紙のまま）</p> <p>※郵便はがきの料金は、1 通 85 円です。不足がないように確認願います。</p>	□電子申請 ■書面申請
3	〔様式 A〕提出書類確認表	<p>※電子申請の場合はエクセル形式のまま登録フォームに添付してください。</p> <p>提出書類確認表に記載の区分（市内／市外、本店／営業所）により、留意事項を参照のうえ、正本 1 部を作成し、提出書類一式に添付して提出してください。</p>	■電子申請 ■書面申請
4	〔様式①〕物品調達入札参加資格審査申請書（その 1）		□電子申請 ■書面申請
	申請者	所在地、商号・名称、代表者職名、代表者氏名等を記入してください。	
	所在地	都道府県名から記入してください。	
	商号・名称	法人事業者の場合は「株式会社」等も省略せずに記入してください。個人事業者の場合は、屋号を記入してください。	
	代表者職名	個人事業者の場合は記入不要です。	
	代表者氏名	姓と名の間はスペースを空けてください。	
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・委任を行う場合は、紙入札・見積・契約・代金請求等全ての権限を委任することとなりますのでご注意ください。 ・登記事項証明書と現住所地が異なる場合は、2 段書きにするなど、分かるように記載してください。 <p>【記入例】（登記上）〇〇〇〇〇 （現住所）〇〇〇〇〇</p>	
	商号・名称のフリガナ	法人事業者の場合は「カブシキガイシャ」等法人格の種別を表す部分のフリガナは記入しないでください。 個人事業者の場合、屋号のフリガナを記入してください。	
	代表者氏名のフリガナ	姓と名の間はスペースを空けてください。	
	電話番号・FAX 番号	市外局番、局番、番号はハイフンで区切って記入してください。	
	緊急連絡先	落札決定等の連絡の際に、記載いただいた電話番号にかけて繋がらない場合に、緊急連絡先への連絡を希望される方は記入してください。	

	<p>メールアドレス</p> <p>入札に必要な様式等の送付に利用する場合がありますので、メールアドレスをお持ちの場合は記入してください。</p>	
	<p>受任者（委任先）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業者での申請の場合は委任不可とします。 ・主たる営業所の代表者と受任者の職名は必ず同一でないものとしてください。 <p>※（例：○○営業所 代表取締役△△）では登録不可。</p> <p>営業所に所属する権限を委任する者を受任者としてください。</p> <p>（例：○○営業所 営業所長 ◇◇）</p>	
5	<p>〔様式②〕 物品調達入札参加資格審査申請書（その2）</p> <p>※電子申請の場合はエクセル形式のまま登録フォームに添付してください。</p>	■電子申請 ■書面申請
	<p>申請者</p> <p>〔様式①〕 申請書（1）で記入した申請者を記入してください。</p>	
	<p>参加希望品目</p> <p>第1希望・第2希望ごとに希望する大分類番号・大分類名称、小分類番号・品目番号欄に、希望する番号・名称を記入してください。</p> <p>※参加希望品目は大分類単位で2品目以内です。大分類内であれば、複数の小分類を選択することは可能です。なお、第2希望がない場合は同希望欄に記入する必要はありません。</p> <p>※（別表1）取扱品目コード参照</p>	
	<p>具体的品目名</p> <p>各小分類に含まれる内容であるものの各小分類内の「品目」に挙げられていないもので“特に”希望する品目がある場合のみ、その具体的な品目名を同行の具体的品目名欄に記入してください</p>	
	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する大分類があるものの該当する小分類がない場合、各大分類の「9その他」を選択の上、具体的品目名欄に記入してください。 ・全ての大分類に該当するものがない場合のみ大分類「20その他」の小分類「9その他」を選択の上、具体的品目名欄に記入してください。 	
6	<p>〔様式③〕 物品調達入札参加資格審査申請書（その3）</p> <p>※上記様式②で、「8薬品」の「1衛生材料」又は「9医療・介護用品」の「1医療機器」を希望する場合のみ提出必要。</p> <p>※電子申請の場合はエクセル形式のまま登録フォームに添付してください。</p>	■電子申請 ■書面申請
	<p>申請者</p> <p>〔様式①〕 申請書（1）で記入した申請者を記入してください。</p>	
	<p>参加希望品目（細分類）</p> <p>希望する細分類番号・品目番号欄に、希望する番号を記入してください。</p> <p>※（別表2）取扱品目細分類コード参照</p>	
	<p>具体的品目名</p> <p>各細分類に含まれる内容であるものの各細分類内の「品目」に挙げられていないもので“特に”希望する品目がある場合のみ、その具体的な品目名を同行の具体的品目名欄に記入してください。</p> <p>※具体的品目名欄は同行の細分類番号欄と品目番号欄に対応していますので、他の行や複数の行に記入することはできません。</p> <p>※抽象的な文章での記入は不可とします。</p>	
	<p>注意事項</p> <p>「衛生材料」又は「医療機器」には含まれる内容であるものの細</p>	

		分類に類似の項目がない場合のみ衛生材料では「18その他」の、医療機器では「21その他」の具体的品目名欄に記入してください。																																											
7	許認可等証明書の写し	<p><u>【電子申請の場合は、PDF化したものを登録フォームに添付してください】</u></p> <p>・入札参加希望品目について、<u>営業に関し法令等により許認可等が義務づけられているもの</u>については、その許認可等証明書の写しを提出してください。</p> <p>例) 食品衛生法許可／毒物劇物一般販売業／医薬品販売業 高度管理医療機器等販売業・賃貸業／揮発油販売業 液化石油ガス販売事業者／屋外広告業／指定自動車整備事業 自動車分解整備事業／産業廃棄物収集運搬業 等</p> <p>※ISO認証やプライバシーマーク等の提出は不要です。</p>	■電子申請 ■書面申請																																										
8	食品衛生監視票又は営業届、業務開始報告書（食品衛生法に基づく営業許可が不要な業種のみ） ※写し可	<p><u>【電子申請の場合は、PDF化したものを登録フォームに添付してください】</u></p> <p>・(別表1) 取扱品目コードの大分類5「食品」中の品目を選択のうえ、<u>学校給食物資の納入を希望される方は下記一覧から、業種を確認いただき、提出書類を添付してください。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">・提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">1.営業許可業種</td> <td style="width: 70%; padding: 2px;">・食品衛生監視票 (令和7年4月1日以降に発行されたもの)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2.上記以外の業種</td> <td style="padding: 2px;">営業届または業務開始報告書、営業届を提出したことがわかる書類(営業届の情報閲覧画面コピー、保健所からの申請受付通知等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※食品衛生監視票の交付が必要な方は、最寄りの保健所に連絡してください。施設調査を実施の上、後日、交付されます。 手続き等についても保健所まで直接お問い合わせください。 ・滋賀県長浜保健所(長浜市平方町1152-2) 電話: 0749-65-6660</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">1.営業許可業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">食肉販売業(包装品除く)</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">水産製品製造業</td> </tr> <tr> <td>魚介類販売業(包装品除く)</td> <td>食用油脂製造業</td> </tr> <tr> <td>魚介類競り売り営業</td> <td>みそまたはしょうゆ製造業</td> </tr> <tr> <td>菓子製造業</td> <td>酒類製造業</td> </tr> <tr> <td>アイスクリーム類製造業</td> <td>豆腐製造業</td> </tr> <tr> <td>乳製品製造業</td> <td>納豆製造業</td> </tr> <tr> <td>清涼飲料水製造業</td> <td>麵類製造業</td> </tr> <tr> <td>食肉製品製造業</td> <td>そうざい製造業</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">など全32業種</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">2.上記以外の業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">①販売業の例</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">②製造・加工業の例</td> </tr> <tr> <td>食肉販売業(包装済みのみ)</td> <td>調味料製造・加工業</td> </tr> <tr> <td>魚介類販売業(包装済みのみ)</td> <td>精穀・製粉業</td> </tr> <tr> <td>乳類販売業</td> <td>糖類製造・加工業</td> </tr> <tr> <td>氷雪販売業</td> <td>その他の食料品製造・加工業</td> </tr> <tr> <td>野菜果物販売業</td> <td style="text-align: center;">③調理業の例</td> </tr> <tr> <td>米穀類販売業</td> <td>集団給食(委託の場合、飲食店営業の許可が必要)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細は、滋賀県HP「食の安全」をご覧ください。</p>	・提出書類		1.営業許可業種	・食品衛生監視票 (令和7年4月1日以降に発行されたもの)	2.上記以外の業種	営業届または業務開始報告書、営業届を提出したことがわかる書類(営業届の情報閲覧画面コピー、保健所からの申請受付通知等)	1.営業許可業種		食肉販売業(包装品除く)	水産製品製造業	魚介類販売業(包装品除く)	食用油脂製造業	魚介類競り売り営業	みそまたはしょうゆ製造業	菓子製造業	酒類製造業	アイスクリーム類製造業	豆腐製造業	乳製品製造業	納豆製造業	清涼飲料水製造業	麵類製造業	食肉製品製造業	そうざい製造業		など全32業種	2.上記以外の業種		①販売業の例	②製造・加工業の例	食肉販売業(包装済みのみ)	調味料製造・加工業	魚介類販売業(包装済みのみ)	精穀・製粉業	乳類販売業	糖類製造・加工業	氷雪販売業	その他の食料品製造・加工業	野菜果物販売業	③調理業の例	米穀類販売業	集団給食(委託の場合、飲食店営業の許可が必要)	■電子申請 ■書面申請
・提出書類																																													
1.営業許可業種	・食品衛生監視票 (令和7年4月1日以降に発行されたもの)																																												
2.上記以外の業種	営業届または業務開始報告書、営業届を提出したことがわかる書類(営業届の情報閲覧画面コピー、保健所からの申請受付通知等)																																												
1.営業許可業種																																													
食肉販売業(包装品除く)	水産製品製造業																																												
魚介類販売業(包装品除く)	食用油脂製造業																																												
魚介類競り売り営業	みそまたはしょうゆ製造業																																												
菓子製造業	酒類製造業																																												
アイスクリーム類製造業	豆腐製造業																																												
乳製品製造業	納豆製造業																																												
清涼飲料水製造業	麵類製造業																																												
食肉製品製造業	そうざい製造業																																												
	など全32業種																																												
2.上記以外の業種																																													
①販売業の例	②製造・加工業の例																																												
食肉販売業(包装済みのみ)	調味料製造・加工業																																												
魚介類販売業(包装済みのみ)	精穀・製粉業																																												
乳類販売業	糖類製造・加工業																																												
氷雪販売業	その他の食料品製造・加工業																																												
野菜果物販売業	③調理業の例																																												
米穀類販売業	集団給食(委託の場合、飲食店営業の許可が必要)																																												

9	<p>法人登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)又は住民票</p> <p>【電子申請の場合は、PDF化したものを登録フォームに添付してください】</p> <p>【書面申請の場合は、交付されたものをそのまま又はコピーしたものを提出してください】</p>		<input checked="" type="checkbox"/> 電子申請 <input checked="" type="checkbox"/> 書面申請
	法人申請の場合	令和7年10月1日以降に発行された法人登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)を提出してください。	
	市内本店で個人申請の場合	<p>令和8年1月1日以降に発行された住民票(住民票記載事項証明書は不可)を提出してください。</p> <p>※住民票は「申請者個人(抄本)」の全部省略のものを添付願います。(本籍地の記載は必要ありません。)</p> <p>※長浜市の住民票交付窓口は、長浜市市民生活部市民課・北部合同庁舎くらし窓口課・各市民サービス窓口(旧支所)です。</p> <p>※本人確認のため、窓口で免許証・保険証等の提示を求められます。また、別世帯の場合は、委任状(証明書類の取得についての委任に関する書面)が必要です。</p> <p>※住民票は、市内業者で個人申請の場合のみ提出が必要です。</p>	
10	組合構成員名簿 ※申請者が組合の場合のみ提出必要。	<p>【電子申請の場合は、PDF化したものを登録フォームに添付してください】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組合構成員の住所、氏名等を記載した名簿を提出してください。 <p>※組合とその構成員が同一の入札に参加することについては、公正・公平な入札の執行が阻害されるおそれがあるため、組合とその構成員どちらか一方は入札参加等できないことがあります。あらかじめご了承ください。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 電子申請 <input checked="" type="checkbox"/> 書面申請
11	誓約書 ※写し不可	<p>【電子申請の場合は、記入・押印しPDF化したものを登録フォームに添付してください】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者(本店又は本社)の商号と代表者職氏名の記入及び代表者印もしくは会社実印を押印し、原本を提出してください。 	
12	<p>納税証明書(国税・県税・市町村税) ※写し可</p> <p>【電子申請の場合は、PDF化したものを登録フォームに添付してください】</p>		<input checked="" type="checkbox"/> 電子申請 <input checked="" type="checkbox"/> 書面申請
	国税	(法人申請) <ul style="list-style-type: none"> 国税の2税目(法人税、消費税及び地方消費税) <p>※納税証明書「その3の3」[法人用]</p> <p>(個人申請)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税の2税目(所得税、消費税及び地方消費税) <p>※納税証明書「その3の2」[個人用]</p> <p>○長浜税務署からのお知らせ</p> <p>納税証明書(PDF)は税務署に行くことなく、お手持ちのスマホ・パソコンからe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご活用ください!</p>	

	<p style="text-align: center;">今すぐ、e-Tax ホームページからログイン！！</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>法人の方 ⇒⇒⇒</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>個人の方 ⇒⇒⇒</p>  </div> </div> <p>※e-Tax を初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。</p>
	<p>納税証明書（PDF）について、詳しい手続きの仕方はこちら</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>⇒⇒⇒</p>  </div> </div>
県税	<p>(法人申請・個人申請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（全ての都道府県税） <p>※県税に未納がないことの証明書</p>
市町村税	<p>(法人申請・個人申請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村税（全ての市町村税） <p>※完納証明書(納期到来分について未納のない証明書)又は全ての税目の納税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長浜市で完納証明書を申請される方へ <p>※長浜市HP「令和8年度向け入札参加資格申請」に掲載している「5【市税】完納証明書について」を必ずお読みください</p>
注意事項	<p>令和7年10月1日以降に交付された発行日までの納期到来分について、「未納がない」ことが分かる証明書（完納証明書）を提出してください。</p> <p>なお、法人の場合、決算時期により令和7年度分について課税がないときは、前年度分でも可とします。また、固定資産税分は、課税がない場合不要です。</p> <p>※営業所申請の場合、都道府県税及び市町村税の証明書は、当該営業所の所在地分のみとします。</p> <p>※新たに法人を設立された場合は、「法人設立届出書」「法人の事業開始等届出書」、「法人の設立・事務所等設置届」等を提出してください。</p>
申請者の納税地が長浜市である場合の所管（交付）機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 長浜税務署（長浜市高田町 9-3） 電話 0749-62-6144 ・ 県税 東北部県税事務所 (長浜市平方町 1152-2 ※旧湖北地域振興局) 電話 0749-65-6606 ・ 市税 長浜市市民生活部税務課(※代表問い合わせ先) 電話 0749-65-6508 <p>※(市税) 交付窓口は長浜市市民生活部市民課・北部合同庁舎くらし窓口課・各市民サービス窓口（旧支所）です。</p>

